五・六　［略］

七　国際観光旅客税に係る帳簿（国外事業者に係るものに限る。）の整理及び保存に関すること。

2　［略］

（特別関税調査官の職務）

第三百三十一条　特別関税調査官は、命を受けて、前条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事務（総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務を分掌する。

（総括情報管理官の職務）

第三百三十四条　総括情報管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報の総合的な管理に関すること。

第三百四十三条　税関支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

2・3　［略］

4　税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所は、税関の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一～七　［略］

八　法令の規定によりその権限に属させられた内国税の賦課及び徴収に関すること。

九・十　［略］

5　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

6～10　［略］

（収納課の所掌事務）

第三百五十一条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～九　［略］

2　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（統括監視官の職務）

第三百五十五条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　［略］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

四～十二　［略］

2　前項各号に掲げる事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

五・六　［同上］

［新設］

2　［同上］

（特別関税調査官の職務）

第三百三十一条　特別関税調査官は、命を受けて、前条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事務（総括関税評価官の所掌に属するものを除く。）のうち特に処理困難なものとして、税関長の指定するものに関する事務を分掌する。

（総括情報管理官の職務）

第三百三十四条　総括情報管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報の総合的な管理に関すること。

第三百四十三条　税関支署の名称、位置及び管轄区域は、別表第三のとおりとする。

2・3　［同上］

4　税関支署及び税関出張所並びに税関支署出張所は、税関の所掌事務のうち次に掲げる事務を分掌する。

一～七　［同上］

八　輸出入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。

九・十　［同上］

5　前項に規定する事務のうち内国消費税に関するものについては、税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

6～10　［同上］

（収納課の所掌事務）

第三百五十一条　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～九　［同上］

2　前項に規定する事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（統括監視官の職務）

第三百五十五条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一・二　［同上］

三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。

四～十二　［同上］

2　前項各号に掲げる事務のうち内国消費税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。